

令和4年度 第2回習志野市環境審議会 会議録

1 開催日時 : 令和4年9月29日(木) 10:00~11:10

2 開催場所 : 市庁舎5階 委員会室

3 出席者

【会長】 千葉工業大学先進工学部生命科学科 教授 五明 美智男

【副会長】 習志野市議会議員 宮内 一夫

【委員】 習志野市議会議員 央 重則

習志野市議会議員 相原 和幸

千葉工業大学先進工学部生命科学科 教授 村上 和仁

東邦大学理学部生命圏環境科学科 教授 朝倉 暁生

東邦大学理学部生命圏環境科学科 准教授 今野 大輝

日本大学生産工学部環境安全工学科 教授 武村 武

日本大学生産工学部土木工学科 教授 佐藤 克己

習志野市秋津連合町会 会長 本多 武雄

習志野商工会議所 女性会 会長 桜丘 けい子

習志野商工会議所 女性会 梓澤 キヨ子

千葉みらい農業協同組合 理事 渡邊 勇

公募委員 香取 裕子

公募委員 三浦 由久

公募委員 佐伯 直人

【市職員】 都市環境部部長 神崎 勇

都市環境部次長 金坂 邦仁

公園緑地課 課長 川野 祐二

公園緑地課 係長 田村 賢司

公園緑地課 主査 浜崎 元成

公園緑地課 主査補 名倉 亜希子

公園緑地課 主任技師 北見 陽平

【事務局】 環境政策課 課長 伊東 尚志

係長 白井 元士

主任主事 三橋 一輝

主事補 重黒木 優実

【欠席委員】 習志野市医師会 医師 吉岡 敏江

NPO法人樹の生命を守る会 樹木医 有田 和實

傍聴人 : 1名

## 4 議題

会議の公開

会議録の作成等

会議録署名委員の指名（桜丘委員 佐伯委員）

審議 習志野市緑の基本計画【令和4年度（2022年度）改訂版】（案）

その他

## 5 会議資料

- ・ 習志野市緑の基本計画【令和4年度（2022年度）改訂版】（案）
- ・ 習志野市緑の基本計画新旧対照表
- ・ 都市公園の維持修繕基準の法令化
- ・ 習志野市緑の基本計画【令和4年度（2022年度）改訂版】（案）に関する意見・質問等および意見・質問等に対する回答

## 6 議事内容

開会

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の指名

第4 審議 習志野市緑の基本計画【令和4年度（2022年度）改訂版】（案）

第5 その他 日程について

閉会

### <会議概要>

#### 第4 審議

- ・ 習志野市緑の基本計画【令和4年度（2022年度）改訂版】（案）  
【説明概要（公園緑地課 川野課長より）】
- ・ 前審議会にて佐伯委員より指摘のあった事項について説明する。
- ・ 都市公園法改訂の背景について、国全体の数値で説明をしていたが、習志野市の数値も追記し、対応させる形で記載した。
- ・ 都市公園のうち、設置から40年以上経過したものが、平成26(2014)年時点で国は約16%、本市は約22%。20年後には国が約6割、本市が約8割に達する見込み。
- ・ また、遊具については設置から20年以上経過したものが、国が約5割、本市が約6割である。
- ・ 令和2(2020)年3月末時点の本市の状況は、40年以上経過したものが約34%、20年後

には約 8 割に達する見込み。遊具については設置から 20 年以上経過したものが約 7 割となる。

- ・このことにおける本市の取り組みとしては、計画的に公園遊具を新しいものに交換する、習志野市公園施設（遊具）長寿命化計画を令和 2(2020)年 3 月に策定し、令和 3(2021)年度より遊具の更新工事を実施しているところである。
- ・次に習志野市緑の基本計画令和 4 年度改訂について説明する。
- ・緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づき、住民に身近な地方公共団体である市町村が中長期的な観点に立って、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画を定めるものである。
- ・習志野市緑の基本計画は、平成 19 年 3 月に策定され、令和 7 年度を目標年次とし、策定から 15 年経過したところである。平成 26 年に計画の改訂を行っており、今回で 2 回目の改訂となる。
- ・今回の主な改訂内容は次の 3 点である。
- ・1 点目は、「鷺沼地区特定土地区画整理事業を踏まえた変更」である。
- ・今回の改訂で、区画整理事業の予定区域に計画されている 4ha の地区公園を 2ha の近隣公園に変更するものである。
- ・現計画に位置付けた通り 4ha の地区公園の整備が理想だが、①公園用地は取得する面積が広がるほど、市の財政負担が多くなること。②区画整理事業を実施する地権者の減歩が多くなり過度の負担になること。③土地区画整理事業においては、法律の中で確保すべき公園面積が定められていること。
- ・これらのことから、土地区画整理事業によって公園が整備されるといった実現性を勘案し、事業により確実に整備が進む近隣公園と街区公園の配置に変更したものである。
- ・また、近隣公園については、地域防災計画における災害時の一時避難場所として位置付け、隣接する小学校予定地と一体的な防災拠点として整備を予定している。
- ・さらに区画整理事業が予定されている区域は、現時点では農地が広がるものの、施行後は新たな市街地へ土地利用が転換される。
- ・これらのことを踏まえ、当該箇所の総合的な緑地の配置方針を「農との共存による緑のまちづくり」から、「災害に強い市街地整備の推進」、「緑の美しい市街地整備の推進」へ変更する。
- ・2 点目は「目標数値の見直し」である。
- ・本計画の「緑地の確保目標」については、千葉県が作成している都市計画区域マスタープラン『習志野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』の緑地確保目標水準に則して目標数値を定めている。
- ・今回の改訂までにその内容変更があったため、上位計画との整合性を図ったものである。
- ・都市計画区域マスタープランの変更内容は、長期目標年次を令和 7(2025)年から令和

17(2035)年と10年延長したものである。

- ・緑地確保の目標面積は現行数値から変更がなかったため、令和3年度の現況値から令和17(2035)年度の長期目標年次の目標値の増加量を令和7年度時点での按分した数値として、10.8%と14.6%に設定した。
- ・今回の変更により、本計画の目標年次である令和7年度における目標値は下がることになるが、最終的な目標数値については、変更することなくこれまで通りと考えている。
- ・3点目は「法改正・上位計画を踏まえた変更」である。
- ・都市公園法の改正内容や、習志野市後期基本計画に係る内容を反映させ、公園の運営・管理について、民間活力導入の検討や都市公園の維持修繕基準の法令化について記載した。
- ・既存の公園緑地の魅力アップと利用促進について、緑とオープンスペースの多機能性を最大限引き出すために、「Park-PFIなどの導入を検討し、民間の力と知恵を活用する」旨を追加した。
- ・Park-PFIは都市公園にカフェ・レストランなどを民間事業者が設置し、当該施設から生じる収益を活用し、園路やトイレ、広場などの公共部分を一体的に整備することができるものであり、公園周辺も含めたエリアの魅力向上に繋がるものである。
- ・公園施設の保守プラン検討については、これまでは「遊具等施設の定期点検やメンテナンスを実施する」旨の記載であったが、「公園長寿命化計画に基づき、遊び場の安全性をより一層高めるため、遊具等施設の定期点検やメンテナンスを行いつつ、計画に基づいた遊具の更新に努める」と、より具体的な表現に変更した。
- ・今回の改訂は限定的な内容であるが、目標年次を迎える令和7(2025)年度には全体的な見直しを行い、改訂する予定である。

#### 【事前質疑の回答（公園緑地課 川野課長より）】

- ・今回の議題について事前にいただいた意見・質問とその回答について何点か説明する。
- ・1点目。佐伯委員よりいただいた意見。P2、(2)計画改訂にあたって「改訂理由」は説明不足、「改訂」以外の選択肢は、改訂が必要となった背景・理由の説明は不十分で説得力がない。また改訂したことによる効果を目指年次まで（わずか3年）に出すのは不可能。むしろ、A:目標年次を5～10年先延ばし（SDGsに合わせ2030年を目標年次）にしてキチンとした改訂を行うか、B:本計画自体はそのままで残り3年過ぎて、並行して3年後にスタートさせる次期・新計画に向けての準備やフォローアップの活動に注力した方がベターではないか。
- ・これについての回答。今回の改訂は、令和5年3月に予定されている鷺沼地区市街化調整区域の市街化区域編入に伴い実態との整合を図ることが主な目的である。本市がこの区画整理事業予定地内の緑地の整備を円滑に進めるためには、財源確保の観点な

どから今回の改訂が重要であると考えている。これに併せ、平成 29(2017)年度と 30(2018)年度に施行された、都市緑地法、都市公園法の改正内容及び上位計画の内容を反映させ、整合を図るが、計画のテーマや基本方針、目標年次は継承するものとしている。このようなことから 2 ページ(2)計画改訂にあたっての記載とさせていただいた。

- ・ 2 点目。三浦委員よりいただいた意見。P28、緑地の確保目標について新旧対照表に記載された旧目標に比べて、今回の目標はかなり低い。これで緑豊かなまちづくりの推進を図ることができるのか。さらに 2035 年度の最終目標を達成できるのか。
- ・ これについての回答。今回の変更により、本計画の目標年次である令和 7(2025)年度における目標値は下がることとなるが、最終的な目標数値については変更することなくこれまで通りと考えている。
- ・ また、最終目標の達成については、難しい状況であるが、引き続き緑豊かなまちづくりを推進するとともに、今後は新たな時代の都市マネジメントに対応した緑地確保のありかたを検討していくことが課題であると認識している。
- ・ その他ご指摘いただいた事項については、回答のとおり修正等を行い、反映させていただく。また、目標年次を迎える令和 7(2025)年度には全体的な内容について改訂予定の為、今回いただいた意見も含めて改めて検討させていただく。

#### 【質疑応答】

(佐伯委員)

- ・ 緑の目標設定の数値、評価について、長年実施しているとは思いますが、その方法に決定的な物が無いように感じる。国や県に準ずるだけでなく、他の方法もあるのではないか。専門家の意見も伺ってみたい。

(公園緑地課 田村係長)

- ・ 緑の評価の方法については様々あり、決定的な物がないことは我々も認識している。緑に対する考え方は時代の流れで変わってきている状況であり、我々も国の動向を注視して進めている状況である。平成 29(2017)、30(2018)年に都市緑地法、都市公園法が改正されたが、これが新たな時代に向けた都市マネジメントに対応したものと認識している。少子高齢化、人口減少、社会資本の老朽化などを加味して公園管理を進めていくのが重要であるということで、我々は既存の公園が持っているポテンシャル、魅力をさらに発揮させることや、民間と協働して公園のマネジメントを進める方法を模索することが必要と考えている。都市公園自体を柔軟に使いこなすことが重要と考えている。

(五明会長)

- ・ 今回の改訂は現状と整合性をとるという側面もあり、次期改訂は令和7年度とのこと。今回数値目標は継承という説明もあったので、評価や目標値に関して議論するならば、次期改訂時により議論する必要があると思う。その辺もご理解いただけたらと思う。

(朝倉委員)

- ・ 市民の目から目標値が減っているように見えてしまう件についてはその通りだと思う。少なくとも、3年後の改訂の際、今回示された10.8%という数字は死守する必要があると思う。3年後の目標を立てたが達成できなかった場合、次期目標設定時に紛糾する気がする。
- ・ この10.8%や14.6%という確保目標については、毎年度状況説明を行い、きちんとモニタリングする必要があると思う。そこで改めて新たな時代の都市マネジメントに対応した緑地確保や目標の考え方について議論していけばいいと思う。
- ・ 緑だけではなく、都市計画と整合性をとりながら、安定成長時代の習志野市はどうあるべきなのか等、大きな意味でのマネジメントを令和7年度に議論できるよう、今から準備するのが良いと思う。

(佐伯委員)

- ・ 先程事務局がおっしゃられた様に、「誰が」という視点は大事だと思う。習志野市全体で何%という値は、どこかに大規模な緑があれば上がるものである。相手は植物で、小規模な物が点在していても自滅していきだけなので、それがいい場合もある。それは専門の方に考えていただけたらと思う。
- ・ 緑に関しても、アクセシビリティを考えることが国際的な動きになっている。例えば一般市民が15分以内にアクセスできる緑がどれくらいあるといったような考え方を持ってほしい。

(五明会長)

- ・ 次回の改訂時に参考にさせていただければと思う。

(三浦委員)

- ・ 目標値が高いというのはその通りだと思う。目標設定の仕方についてはそれなりに理解した。
- ・ 計画65、66ページにたくさんの施策が書かれているが、新旧対照表を見た時、もうやめた施策もある。そもそも実現不可能で、アイデアで挙げた施策もある気がする。今回もそうではないか。かなり総合的にたくさんの施策が書かれているが、実

現可能性はあるのか。むしろ効果がしっかり見込めるものに絞って対策をとる方が良いのではないか。

- ・ 佐伯さんがおっしゃったように、細かいことをやるのではなく、一つにまとめて大きいもので固めてやったほうが、数字は上がるような気がする。従って、実現可能性のあるものに絞り込んでやって欲しい。

(公園緑地課 川野課長)

- ・ 今おっしゃられた選択と集中といったことも含め、次回改訂時に検討していきたいと思う。

(佐伯委員)

- ・ 緑に対する施策をうまく点と線と面でまとめられている。点の代表は公園。線の代表は道路だと思う。しかし、この道路への施策に関する記述はあまりこの中からは読み取れない。例えば、これは習志野市道に限ったものなのか、県道、国道を含めるのか。或いはやるとしたらどういう工夫をされているのかを確認しなきゃいけない気がする。
- ・ また、沿道地域の壁面緑化に補助金を出すのも有効だと思う。それも道路の緑化とセットでやったほうが効果的だ。これらのことも踏まえ、道路関係はどうお考えなのか具体的に聞きたい。

(五明会長)

- ・ 事務局の方がいかがでしょうか。例えば計画 40 ページ、市街地の緑と水の①～⑦の中に、道路の緑地といった項目があってもいいのではないかという指摘だと思われる。

(佐伯委員)

- ・ この中では③緑と水のネットワークの中に街路樹等とある。

(五明会長)

- ・ 指摘の着眼点が違っており、計画ではネットワークと表記してあり、佐伯委員は点であり、線であり、面であるといった、つながりを意識した発言だと思う。道路に関して回答、コメントあればいただきたい。

(公園緑地課 川野課長)

- ・ 計画案 40 ページの③緑と水のネットワークというところについて。公園緑地課では緑道や道路にある街路樹等の整備・管理を行っている。新たな道路を造る際に街路

樹を植え、緑を増やしていく。それによって、ネットワークが徐々につながっていくという様に考えている。代表的なところでは、JR 津田沼駅南口の土地区画整理事業において、現在奏の杜という地区が出来上がっている。ここは以前全面畑であったため、街が整備される中で、都市計画道路を整備し、街路樹を植えこむ。街のセンターゾーンには緑の道に繋がるオレンジロードという場所を整備している。このように、整備していく中で線が徐々に伸びていき、最終的につながり一体的になることを目指し、日々努力しているところである。

(村上委員)

- ・谷津干潟のところにアオサが大量発生して問題になっていると記載されているが、この問題はかれこれ 20 年ほど続いている。このままでいいのか。全然変わっていないと捉えられかねない。また、近年はホンビノスガイも侵入しており、かなり生態系が変わってきている。さらにマイクロプラスチックも入ってきている。この辺について何かコメントがあると良いと思う。
- ・実籾本郷公園について。昔は水路がじゃぶじゃぶ池になっていて、子供が入れた記憶がある。水の窒素分が多く水路にミドロ類が生え、子供が滑ってしまうから入れなくしたのだと思う。当時私は市に窒素分が多いことを報告していたが、特に何も変わっていないと思う。水とのふれあい等記載するなら、子供が水遊びできるような状況まで持っていければいいと思う。
- ・茜浜について。ここも海とふれあえるところになっているものの、実際には護岸で海には降りられない。芝生の公園にはなっているが、海には降りられない。将来的には人工海岸のようにして降りられるようにすることを目指すのか。そうしないとふれあえるというニュアンスは違う気がする。そのような計画があればお聞きしたい。

(五明会長)

- ・まず整理すると、谷津干潟について。現状新しい問題も出てきているという点。

(環境政策課 伊東課長)

- ・環境省の事業で、干潟の水流改善のために数年前に浚渫工事を実施した経過がある。現在その後のモニタリング中であり、その結果によって、アオサの状況が見えてくると推察される。今後とも環境省と連携しながらこの問題について考えていく。

(五明会長)

- ・記載のことについても指摘があったが、今回はこの記載でいき、結果が出てくる令和 7 年の改訂時に変えていくということでしょうか。

(環境政策課 伊東課長)

- ・環境省と情報交換しながら記載については考えていきたい。

(村上委員)

- ・浚渫はアオサではなくホンビノスガイの関係ではなかったか。

(環境政策課 伊東課長)

- ・ホンビノスガイでなく、水流の改善により干潟の水の流れを良くし、アオサが滞留せず外に流れていくようにする工事であった。実際貝がらを鳥の休憩所として利用しているとは聞いている。

(村上委員)

- ・流れを作る工事であり、モニタリング中であることはわかっているが、現状として、アオサは発生しているし、8月は青潮もひどかった。そのような記載はなく、これを読み続けている市民からは、何をやっているのかと思われかねない。できるなら早急に文章を少しずつアップデートした方が良い。

(環境政策課 伊東課長)

- ・検討していく。

(五明会長)

- ・2点目は実籾のじゃぶじゃぶ池について。緑の配置だけでなく、子供の遊び場といった踏み込んだご意見だったが、その点についてはいかがか。

(公園緑地課 川野課長)

- ・実籾本郷公園には旧鴫田家があり、その一帯に水の流れがあり、そこから下池に流れている。下池の一部は子供が入れるスペースがある。そこでメダカをとったりしていると認識している。しかし、設置から年月が経過し、当初から流れの景色も変わっている。葦等が生え、景観が良くないという市民の意見もあるため、改善を考えているところである。

(村上委員)

- ・具体的に動き出す段階ではなく、計画を考えている段階なのか。

(公園緑地課 川野課長)

- ・東屋があり、そこから池全体が見渡せていたのだが、現在葦が生えて見渡せる状況ではない。ここは近いうちに改善したい。葦を刈り見渡しを良くし、それから子供が入れるような形にしていきたい。まだ検討段階なので、もうしばらくお待ちいただきたい。

(五明会長)

- ・3点目は菫浜の件。これについてはいかがか。

(都市環境部 神崎部長)

- ・ウォーターフロントについて。かつて本市にも人工海浜を作る計画があったが、検討の結果、人工砂浜に砂が定着しない等様々な問題があり、現実的ではないという判断で断ち切れとなっている。令和8年からの新たな緑の基本計画では、上位計画と整合する中で、書き換えていかねばならないと考えている。

(三浦委員)

- ・海と触れ合えるという表現は違うと思うので、変更した方が良いと思う。
- ・78ページの図では、藤崎1丁目全体が総合公園のエリアになっているが、この一帯すべてが公園になるのか。特に地元の人に対してここの説明が必要だと思う。

(五明会長)

- ・ウォーターフロントに関する補足意見があった。また、藤崎の件について事務局はいかがか。

(公園緑地課 川野課長)

- ・藤崎森林公園のところの総合公園についてですが、整備について課題があることは認識している。今回の改訂では計画のテーマや基本方針、目標年次は継承するのでこのままとし、次回の改訂の際に市民の意見も踏まえて検討していきたいと考えている。

(三浦委員)

- ・藤崎1丁目全体が総合公園になるという認識で間違いはないか。ここには沢山の住宅があるが、そのような計画なのだろうか。

(公園緑地課 川野課長)

- ・実際のところここどこにやるのかは定まっていない。

(三浦委員)

- ・そういう意味ではとらえられないと思う。文章でも藤崎森林公園を拡充し、総合公園を整備しますと書いているので、藤崎1丁目全体が総合公園になるような印象を受けた。違うのであれば、表現を変えたほうが良いと思う。

(五明委員)

- ・図面の緑の囲いの中に住宅地も多く含まれており、住民に誤解を与えかねない。ここは事務局で対応を検討いただきたい。

(公園緑地課 川野課長)

- ・貴重な意見として検討させていただく。

(佐伯委員)

- ・民間との連携の中で、Park-PFIの話があったが、それについての詳しい説明を聞きたい。また、他の自治体での事例があれば知りたい。
- ・民間で言うと、例えば樹木の関係。名木百選は今後増やしていくのか。管理はどうするのか。公的な場所ならよいが、民地にある場合、相続関係で更地にする時に伐採しなければならないかもしれない。その時に市として、木の保存や植え替え等の支援が必要ではないか。

(公園緑地課 田村係長)

- ・Park-PFIについては、90ページの下段に簡単ではあるが記載している。近隣市の実施状況については、千葉県では令和4年に柏の葉公園で事業者募集を開始している。また、千葉公園は令和4年2月に事業者決定している。市町村では木更津市の鳥居崎海浜公園が令和4年3月よりオープンしている。
- ・本市では、教育委員会が秋津公園とスポーツ施設の一体的整備の官民連携手法として、Park-PFIの検討をしたが、実現はしなかった。現在は、どこか特定の公園の検討はしていない状況である。
- ・民間との連携に関してはPark-PFI等、比較的大きい団体を活用する意味合いが大きい。個々の庭等に関しては、今後勉強しながら検討していきたい。

(央委員)

- ・現在Park-PFIの検討をしている公園はないとのことだが、この計画に記載されているPark-PFIは、市内のどの公園を想定しているのか。そのような場所はあるのか。

(公園緑地課 田村係長)

- ・基本的に近隣公園クラス以上の公園で検討をしていく。

(央委員)

- ・具体的にどこの公園が該当するのか知りたい。

(公園緑地課 田村係長)

- ・茜浜緑地や習志野緑地が近隣公園クラス以上になるので、検討の余地がある。

(佐伯委員)

- ・現在、谷津バラ園や谷津干潟自然観察センターは有料の公園だと思う。駐車場は無料だが、そこを有料にしても人が来るレベルの施設だと思う。現在このようにできているのなら、Park-PFI にこだわらず、色々な手法を探るべきではないか。

(公園緑地課 川野課長)

- ・その二つの施設は、指定管理者制度を活用しており、民間事業者に運用していただいている状況である。民間活力を利用して運用している状況としては、Park-PFI と同じである。

(公園緑地課 田村係長)

- ・民間活力の導入は、Park-PFI だけでなく、指定管理者制度等様々な手法の検討が必要だと考えている。

(五明会長)

- ・次回改訂に向けての事務局への課題はあったが、この諮問への反対の意見はなかった。答申に関しては、修正点等指摘はあったため、事務局と相談の上、取りまとめは会長一任としてよろしいか。

(委員一同)

- ・異議なし

**【審議結果】**

- ・答申については事務局と相談の上、会長一任でとりまとめを行う。

## 第7 その他

(環境政策課 伊東課長より)

- ・第3回審議会は11月以降、改めて日程調整をさせていただく。